

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

特別養護老人ホーム「筑穂桜の園」

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会が運営する特別養護老人ホーム「筑穂桜の園」短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下、単に「短期入所生活介護」という。）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に要介護又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者等は、事業所に短期間入所した要介護者等にその心身の状態に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2、事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5、前項の身体拘束等を行う場合には、利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、時期等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるものとし、その際には、施設長や医師、その他現場の責任者より説明を行うものとする。又、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム 筑穂桜の園
所在地 福岡県飯塚市長尾1428番地1

(職員の職種、員数) 本体施設との兼務

第4条 施設に、次の職員を置くものとする。

- | | | |
|-----|-------------|---------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 医師 | 1名(非常勤) |
| (3) | 生活相談員 | 1名 |
| (4) | 看護職員 | 1名以上 |
| (5) | 介護職員 | 1名以上 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) | 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) | 管理栄養士または栄養士 | 1名 |

(職務の内容)

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 管理者 | 管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| (2) 医 師 | 医師は、利用者の健康状態を常に把握し健康保持のための適切な措置を講じる。 |
| (3) 生活相談員 | 生活相談員は短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。 |
| (4) 看護職員 | 看護職員は、利用者の健康状態を把握し健康保持のために必要な措置を講じる。 |
| (5) 介護職員 | 介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護を行う。 |
| (6) 機能訓練指導員 | 機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。 |
| (7) 介護支援専門員 | 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて介護サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等についての説明を行う。 |
| (8) 管理栄養士 | 献立表作成、栄養量計算及び食事に関する記録、栄養管理・栄養ケアマネジメント、療養食の提供、入所者の栄養指導を行う。 |
| 栄養士 | 献立作成、栄養計算及び食事に関する記録、栄養管理、入療 |

養食の提供、入所者の栄養指導を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の短期入所生活介護ユニット数及び利用定員は、1 ユニット3人とする。

(短期入所生活介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとし指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は別表のとおりとする。

(内容) ①入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話
②機能回復訓練
③栄養管理
④送迎

利用料の額は別表の厚生労働大臣が定める基準とし、当該指定短期入所施設介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担の割合額とする。

2、指定短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

①食 費 1日 1445円 (朝食321円、昼食602円、夕食522円)

②滞 在 費 1日 2066円

③前項に掲げるものの他、指定短期入所生活介護の提供において、提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その者に負担させることが適用と認められる実費相当費用

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名、押印)を受ける事とする。

(利用者心得)

第8条 利用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 職員の指導に従い、利用者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。

(2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努める。

(3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うように努めること。

(4) 火災予防上、次の点については注意を払い、火災防止に協力すること。

ア 敷地内での喫煙を禁止する。

イ 発火の恐れがある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は直ちに職員に連絡すること。

(5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(緊急時における対処方法)

- 第9条 従事者等は短期入所生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともにその家族にも速やかに連絡し、管理者に報告しなければならない。
- 2、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の実施地域)

- 第10条 通常の実施地域は、桂川町・嘉麻市・飯塚市区域とする。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。
 - (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じるものとします。
- (1) 身体拘束等の適正化の更なる推進のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第14条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 短期入所生活介護を利用する要介護者等が、短期入所のサービスを受けるために施設に行くことをできる限り理解していること。
- (2) 要介護者等の身体、精神状態に相應しく、その状態や希望に合った介護サービスを受けるため、サービス利用後の介護負担が大きくならないように、事前にしてほしくない事や要望をできるだけ詳しく、担当者に説明すること。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、利用者様に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体系を定める。
- 2 事業所は、職員の資質向上を図るため、入職時より随時研修の機会を設ける。
 - 3、従事者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 4、従事者であったものに業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用計画の内容とする。
 - 5、事業者は、居宅介護事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。
 - 6、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

特別養護老人ホーム 筑穂桜の園

「指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護」

重 要 事 項 説 明 書

令和 7年 4月 1日

当施設は、介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第 4071803466)

当施設は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

目 次

1、事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2、事業所の概要・・・・・・・・・・	1
3、職員体制・・・・・・・・・・	3
4、当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
5、苦情の受付について・・・・・・・・	4
6、事故発生時の対応について・・・・・・・・	5

1、 事業者

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 事業者名 | 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 福岡県飯塚市柏の森956-4 |
| (3) 電話番号 | 0948-23-2210 |
| (4) 代表者名 | 会長 渡 辺 康 臣 |
| (5) 設立年月日 | 平成18年 3月 24日 |
| (6) その他の事業 | |

特別養護老人ホーム筑穂桜の園（診療所を含む）の経営
訪問介護事業の経営（総合事業を含む）
居宅介護支援等事業の経営
通所介護事業の経営（総合事業を含む）
地域包括支援センター事業
ヤングケアラー訪問支援事業

認定調査事業（要介護・障害支援区分）
障害福祉サービス事業の経営
障害児通所支援事業の経営
障害者相談支援事業の経営
地域支援事業
留学生受入事業
介護予防支援事業
その他この法人の目的のため必要な事業

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 事業所の目的 要介護者等の利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、本人やその家族の意向等を基本に利用者が安心して利用できる介護サービスの提供を目的とします。
- (3) 事業所の名称 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム 筑穂桜の園
- (4) 事業所の所在地 福岡県飯塚市長尾 1428 番地 1
- (5) 電話番号 0948－72－3120
- (6) 管理者氏名 松 本 高 志
- (7) 当事業所の運営方針
- 1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援します。
 - 2 地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 - 3 事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
 - 4 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わな

いものとします。

- 5 前項の身体拘束等を行う場合には、利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう勤めるものとし、その際には、施設長や医師、その他現場の責任者より説明を行うものとする。又、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(8) 居室 全室個室対応（各居室にトイレ、洗面所を備えています）

(9) 利用定員 3名

3、職員体制（特養と短期入所生活介護職員）

(1) 職員の配置状況

職 種	常勤	指定基準	職 種	常勤	指定基準
施設長	1	1	機能訓練指導員	1	1
介護職員	10以上	10	介護支援専門員	1以上	1
生活相談員	1	1	嘱託医	1※	1
看護職員	1以上	1	管理栄養士または栄養士	1	1

※非常勤

(2) 主な職種の勤務体制

①嘱託医	毎週 月・水曜日	13:00 ~ 15:00
②生活相談員		8:30 ~ 17:15
③介護職員	早勤①	7:00 ~ 15:45
	早勤②	8:00 ~ 16:45
	日勤	8:30 ~ 17:15
	遅勤①	10:15 ~ 19:00
	遅勤②	12:15 ~ 21:00
	夜勤	21:00 ~ 7:00
④看護職員		8:30 ~ 17:15
⑤機能訓練職員		8:30 ~ 17:15

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象となるサービス

<サービスの概要>

- ア 食事：当施設では（管理栄養士の立てる献立表により、）心身の状況や嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事していただくことを原則としています。下記の時間帯にて食事提供になりますが、個別性により食

事時間に変更になることがあります。

(朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時)

イ 排泄：すべての利用者がプライバシーとプライドを保てる排泄を行えるよう援助します。各部屋にトイレを設け、気兼ねなくトイレに行ける環境をつくります。お一人お一人に合わせたきめ細かい排泄援助を行います。

ウ 入浴：お一人お一人のその時の状態に合わせて入浴の援助を行います。入浴を楽しめ、リラックスできるようにお手伝いします。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴していただけます。

エ 機能訓練：機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

オ 健康管理：医師や看護職員が健康管理を行います。

カ その他自立への支援：

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行うように配慮します。

キ サービスに対する留意事項

送迎の際、犬等のペットの放し飼いは介護の妨げになりますので、安全な場所での管理をお願いします。万が一、ペットによる職員への事故が発生した場合、治療費をご請求させていただく場合があります。

＜サービス利用料金＞

ユニット型短期入所生活介護及びユニット型予防短期入所生活介護の料金

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料(1割)	529	656	704	772	847	918	987
サービス体制加算Ⅱ(1割)	18	18	18	18	18	18	18
滞在費	2066	2066	2066	2066	2066	2066	2066
食費(3食分)	1445	1445	1445	1445	1445	1445	1445
合計負担額(1割)	4058円	4185円	4233円	4301円	4376円	4447円	4516円
合計負担額(2割)	4605円	4859円	4955円	5091円	5241円	5383円	5521円
利用負担第三段階②	3217円	3344円	3392円	3460円	3535円	3606円	36475円
利用負担第三段階①	2917円	3044円	3092円	3160円	3235円	3306円	3375円
利用負担第二段階	2027円	2154円	2202円	2270円	2345円	2416円	2485円
利用負担第一段階	1727円	1854円	1902円	1970円	2045円	2116円	2185円

※ 滞在費・食費は所得状況により利用者負担が軽減されます。

※ 介護サービス費は所得に応じて2割負担(3割負担)になる方がおられます。

※ 介護報酬の総額に地域区分ごとの上乗せ割合の単位数(10.17円)で算定します。

※ 介護報酬の総額に介護職員等処遇改善加算が加わります。要件に応じた加算をお支払い頂きます。

※ 送迎費用として、片道184単位(介護保険負担分)が加算されます。

- ※ 療養食の必要な方は、医師の指示が必要となり、1回につき8単位（1日3回を限度）が加算されます。
- ※ 理美容代については、実費負担となります。
- ※ レクリエーションやクラブ活動時の材料費等は、実費負担となる場合があります。
- ※ 日常生活に必要な諸経費は、実費負担となる場合があります。
- ※ 食費は1食ごとの設定となります。 内訳（朝食 321 円、昼食 602 円、夕食 522 円）

<利用者負担金のお支払い方法>

口座振替を原則とし、その他の方法による場合は利用者と事業所が協議の上決定します。
利用者から利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

5、苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けています。

苦情受付窓口 （担当者） 生活相談員 梶原 佳代
受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

（２）行政機関その他苦情受付機関

飯 塚 市 役 所 介護保険課	所在地 飯塚市新立岩5番5号 電話番号 0948-22-5500 FAX 番号 0948-25-6214
嘉 麻 市 役 所 高齢者支援課	所在地 嘉麻市岩崎1108-1 電話番号 0948-42-7432 FAX 番号 0948-42-7093
福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	所在地 嘉穂郡桂川町大字土居360 電話番号 0948-65-1151 FAX 番号 0948-65-3424
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7856
福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町3-1-7 電話番号 092-915-3511 FAX 番号 092-584-3790

（３）第三者委員について

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、公平・中立な立場で円滑

円満に解決するために設けられた制度です。

委員名 ： 高瀬 英一氏（人権擁護委員）／0948-72-0892
西原 眞理子氏（行政相談員）／0948-25-2461

(4) 福祉サービス第三者評価事業について

福祉サービス第三者評価事業とは、福祉サービスの質の向上を目的として設けられた制度です。

令和 年度 (実施 未実施)

6、事故発生時の対応について

利用者に対する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は「事故対応マニュアル」に沿って、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に関し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム 筑穂桜の園

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者） 住所

氏名

契約者代理人 住所

氏名

続 柄

()